

大垣市税条例等の一部を改正する条例
(大垣市税条例の一部改正)

第1条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条の11第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第36条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第 5 5 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 5 5 条の 5 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 5 6 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 7 8 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 4 6 9 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 1 6 条の 2 の 3」を「第 1 6 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 8 0 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 1 6 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 8 0 条第 1 項中「第 7 8 条第 2 項」を「第 7 8 条第 3 項」に改める。

第 1 3 2 条第 6 項中「第 3 6 条第 6 項」を「第 3 6 条第 7 項」に改める。

第 1 5 1 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「平成 3 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 8 条中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 8 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

9 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 8 条の 2 第 11 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項を削り、同条第 16 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 47 項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 8 条の 2 第 19 項を同条第 18 項とする。

附則第 10 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 条の 3 を削る。

附則第13条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を附則第13条の3とする。

附則第13条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を附則第13条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

第13条の5 法附則第15条第47項（都市計画税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第23条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

（大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大垣市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 36 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第 55 条の 5 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 7 項並びに次条第 2 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 3 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第○号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。